

判決年月日	平成28年6月22日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成26年(ネ)第10019号, 平成26年(ネ)第10023号		
<p>○ フランス民法上の急速審理命令によって不分割共同財産の管理人として指名された後に本件訴訟を訴訟担当として提起した、有名画家の相続人の一人につき、原告適格を認めるとともに、フランス共和国法人である原告協会の一般規約に基づき、原告協会への会員からの著作権の移転を認めた上で、被告のオークション用のカタログへの原告らの著作権に係る写真掲載について、著作権法47条の「小冊子」該当性、同法32条の引用該当性を認めず、複製権侵害を肯定した事例</p>			

(関連条文) フランス民法815条、815条の6第1項、1873条の6第1項、法の適用に関する通則法7条、13条、14条、17条、フランス知的財産法331条の2、民事訴訟法118条、著作権法32条、47条、47条の2、117条

1 本件は、①フランス共和国法人である原告協会が、その会員から美術作品の著作権の移転を受け、著作権者として著作権を管理し、②原告X₁が、亡パブロ・ピカソ(以下「ピカソ」という。)の美術作品の著作権について、フランス民法1873条の6に基づく不分割共同財産の管理者であって、訴訟当事者として裁判上において、同財産を代表する権限を有すると主張した上で、原告らが、被告に対し、被告主催のオークションのために作成した被告のカタログに、原告らの利用許諾を得ることなく、会員作品及びピカソ作品の写真に掲載しているから、原告らの著作権(複製権)を侵害しているなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償請求ないし悪意の場合の不当利返還請求を求めた事案である。

2 本件における争点は多数にわたるが、そのうち主なものは、原告X₁の原告適格の有無、原告協会の一般規約における「apport」の意義、本件カタログへの写真掲載についての著作権法47条の「小冊子」該当性、同写真掲載についての著作権法32条該当性である。

3 本判決は、当事者適格の有無は、訴訟手続において、誰に当事者としての訴訟追行権限を認め、法的紛争の解決を有効かつ適切に行わせるのが相当かという視点から判断されるべき事項であるから、手続法上の問題として、法廷地における訴訟法、すなわち、我が国の民訴法を準拠法とすべきであるとしつつも、我が国の民訴法が、他人の権利や法律関係を訴訟で主張することを無制限に認めているわけではない(民訴法54条参照)ことなどを踏まえ、訴訟担当の中でも、訴訟法自体が担当者の定めを規定している場合ではなく、担当者が実体法上の法律関係に基づいて、訴訟物の管理処分権等が認められる場合においては、法廷地法の視点から、当該者に管理処分権及び訴訟追行権限を認めてよいか否かという点を検討する上で、訴訟担当者と被担当者との関係を規律する当該実体法の内容を考慮すべきものであり、本件のように、訴訟担当者の訴訟追行権限が一定の実体法上の

法律関係の存在を前提にしている場合には、当該法律関係の準拠実体法を参照することが求められるというべきであるとした。

そして、原告X₁の訴訟追行権限が、フランス民法1873条の1に基づく権利不分割の合意を前提にした上で、管理者の選任について、フランス民法1873条の5第1項に規定する共同不分割権利者の合意が成立しなかったため、パリ大審裁判所の本件急速審理命令により、原告X₁がピカソの相続人中の管理者として選任されたことに基づくものであることを前提に、我が国の民訴法の枠組みから、上記のような管理者に対して当事者適格を付与することができるか否かを検討し、①民訴法30条の規定する選定当事者制度は、共同利益を有する多数の者の中から全員のために訴訟当事者となるべき1人を選任することを容認しており、共同相続人はこれら多数の者に該当すると解されること、②各共有者は、共有物について、保存行為は単独で行うことが可能であるが（民法252条）、基本的には持分に応じた使用が許されており（民法249条）、共有物に対する不法行為による損害賠償請求権もこれに該当すると解されること、③各共有者による共有物についての不分割の合意が規定されていること（民法256条1項ただし書）、④債権についても当事者の合意による不可分が認められていること（民法428条）、⑤相続財産は相続人の共有とされていること（民法898条）、⑥相続財産の保存に必要な処分について、裁判所による相続財産管理人の選任ができること（民法918条）などの条文及び法解釈があり、これらの条文及び法解釈は、フランス民法に基づく権利不分割合意とその不分割財産の管理者に関する規定と同様の趣旨と解されるから、相続人間で不分割とすることを合意した財産のうち、準物権的な知的財産権について、裁判所により管理者に選任された相続人が、単独で訴訟を提起することは、我が国の法規とも合致するところであり、原告X₁の訴訟追行権限を許容すべき合理的な必要性は、我が国における訴訟法の観点からも是認することができるとした。

そして、外国裁判所の確定判決に関する効力という観点からも、本件急速審理命令は、争訟性のある事件に関する判決には該当しないから、被告に対する送達（2号）及び相互保証（4号）の要件は求められないし、仮に必要であるとしても、ピカソの相続人が全員手続に関与していることや、フランスにおける判例法理上、外国裁判の承認に関して必要とされる条件を踏まえ、問題ないとした。

被告は、著作権法117条を理由に原告X₁の原告適格は認められないと主張していたが、同条は、著作権法112条で定められた著作権又は著作者人格権等の物権類似の効力を前提として、民法で認められた共有関係や不法行為に関する条文及び解釈を反映したものであり、各共有者間において、実体的な権利関係や権利行使に関し、著作権法117条の内容とは異なる合意を一切許さないような効力を有する強行規定と解することはできないから、著作権についての不分割共同財産についての合意は無効とはいえないとした。

4 次に、本判決は、原告協会への入会に関して、著作権移転の原因となる債権行為については通則法7条により準拠法をフランス法と認める一方で、著作権の物件類似の支配

関係の変動については通則法13条により準拠法を日本法とした。その上で、原告協会への入会に関する一般規約の「apport」の意義について、フランス民法における「apport」の他の用法、フランス知的財産法における譲渡に関連した「cédent」という他の語の用法、本件における「apport」については、他の著作権管理団体において使用されている「apport」についての解釈等を踏まえ、団体への出資という形態をとっており、対外的には団体へ財産が移転するが、団体と加入者の間では内部的に条件や留保が付されている前提の文言として使用されていると解するのが相当であるとして、会員から原告協会への著作権移転を認めた。

5 さらに、著作権法47条については、本件カタログが、本件オークションや下見会への参加の有無にかかわらず、被告の会員に配布されるものであること、その主たる目的は、本件オークションにおける売買の対象作品を特定するとともに、作家名やロット番号以外からは直ちに認識できない作品の真贋、内容を通知し、配布を受けた者の入札への参加意思や入札額の決定に役立つようにする点にあり、観覧者のための著作物の解説又は紹介を主たる目的とするものでもないことから、著作権法47条にいう「小冊子」には当たるとは認められないとした。

6 そして、著作権法32条については、①上記本件カタログへの複製目的に加え、②実際の本件カタログをみる限り、各頁に記載された写真の大きさが、ロット番号、作家名、作品名、予想落札価格、作品の情報等の記載の大きさを上回るものが多く、掲載された写真は、独立して鑑賞の対象となり得る程度の大きさといえ、上記の情報等の掲載に主眼が置かれているとは解し難いこと、③本件オークションでは、本件カタログの配布とは別に、出品された美術作品を確認できる下見会が行われていることなどに照らすと、上記の情報等と合わせて、美術作品の写真を本件カタログに記載された程度の大きさで掲載する合理的な必然性は見出せないことを理由に、社会通念上合理的な引用とは認められないとした。